

山口県報

平成 27 年
5 月 8 日
(金曜日)

目 次

- 規則
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（業務課）……………一
- 告示
保安林指定施業要件の変更（森林整備課）……………一
道路の位置の指定（建築指導課）……………二
○公告
平成二十七年年度登録販売者試験の実施（業務課）……………三
契約の締結（技術管理課）……………四
契約の締結（都市計画課）……………四



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成二十年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一百五十九条の五第一項」を「第一百五十九条の五」に改める。
別記第一号様式中「第159条の5第1項」を「第159条の5」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 副 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市於福町上字大ヶ埜六七九の一八、六七九の一九・六七九の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七九の二二、字於益ヶ浴二九三八、字本埜二九三九、二九五三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字下小川字矢代一（次の図に示す部分に限る。）一の一、一の二、一の四、二（次の図に示す部分に限る。）三、字矢代中三の一、四の一、五の一、字三吉四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、八、九、字葛籠浴七の一から七の三まで、八、一〇から一二まで、一四、一五、二七五三、字クヒキ一〇、字実盛二一、字魚切二二、字於なつ島一四、字矢代仏ヶ埵一六、一七の一、一七の二、字仏ヶ埵一七、字矢代本浴一八の一、一八の二、二八一〇、字本浴一九、字矢代二反田二一から二四まで、二五の一、二六、二三〇七の一、字式反田二二の一、二二の二、二二から二四まで、字矢代奥二三〇三、二三〇四、字小矢代二三〇五、大字上田万字矢代六三五から六三七まで、六三九、六五四の二、六五四の七、六五四の一六、六五四の二九、六五四の三一、六五四の三四から六五四の四一まで、六五四の四三、六五四の六二から六五四の六五まで、六五四の七一、六五四の七四、六五四の七五、六五四の八七から六五四の八九まで、六五四の九二から六五四の九五まで、九二四から九二八まで、九三〇、一三三九から一三四一まで、一三四三から一三五三まで、一三五四の一、一三五四の二、一三五五、一三五六、一三五九、一三六〇、一三六四、一三六六の一、一三六六の二、一三六七から一三七〇まで、一三七二から一三七五まで、字古屋敷一〇三〇、一〇三一、一三一〇、一三三二から一三三四まで、一三二六、一三二七、一三三一、一三三一の一、一三三二から一三三六まで、一三三八

長門市三隅中字長浴二七九の一、字足河内二七九の一九から二七九の三八まで、二七九の四〇（次の図に示す部分に限る。）二七九の四四、二七九の四五、二七九の四六・二七九の四七・二七九の四九・二七九の五〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）二七九の五一、二七九の五三、二八〇の三、二八〇の四、二八〇の六（次の図に示す部分に限る。）二八〇の七から二八〇の九まで、字小滝三二八の一、三二八の三、三二八の三二・三二八の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

山陽小野田市大字厚狭字柵ヶ浴五四三、字大埵六〇六の一六、字櫛ヶ谷三三三七から三三三九まで、大字山川字午玉ヶ谷八七七、九五八、一七三八、一七四二、一七四六

阿武郡阿武町大字奈古字中山一〇二五七の二一四、字尻サギ一〇二六一の五、字奈古谷一〇四八七の二、字向山一〇二〇の八

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口市阿知須字焼野道ヨリ南山二四二三の九四・二四二三の一二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）二四二三の一二五、二四二三の一二六、二四二三の一二八、二四二三の一二九、二四二三の二七八、二四二三の二八〇から二四二三の二八二まで、二四二三の一八四、二四二三の一八六から二四二三の一八八まで、二四二三の二九〇、二四二三の二九一、二四二三の二九五から二四二三の二九七まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市西柳一丁目一五四四の一	四・五	五・四	平成二七、 四、二二



(一四七) 平成二十七年登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十七年八月二十五日（火曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学

山口市桜島三丁目二番一号

山口県立大学

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市滝町一番一号

山口県庁

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市大手町二番一八号

山口県教育会館

山口市神田町一番八〇号

パルトピアやまぐち

三 受験願書の受付期間

平成二十七年五月二十五日（月曜日）から同年六月五日（金曜日）まで（郵送の場合は、六月五日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年十月十三日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三三〇二〇）にすること。

(一四八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木設計積算システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年三月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

一億三千三十二万九千円

七 入札公告日

平成二十七年二月十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(一四九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年五月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

平成二十七年五月八日印刷
平成二十七年五月八日発行

発行所

山口県庁
山口県知事

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年三月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千六百六十円

七 入札公告日

平成二十七年二月十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格